

(整理番号 1852)

## 香川地方最低賃金審議会

### 第2回 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	平成30年10月2日 14時57分～15時52分		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1. 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局(香川労働局賃金室)より最低賃金に関する基礎調査結果について説明がなされた。</p> <p>③ 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側から金額提示がなされ、提示金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2. 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 931円 (+28円)</p> <p>根拠 : 労働協約を結んでいる企業の企業内最低賃金額の最低額が987円。現行の最賃額との差が84円ある。段階的に3年かけて差を埋めようとすると、28円上げる必要がある。</p> <p>使用者側 第1回目提示額 : 923円 (+20円)</p> <p>根拠 : 経団連の2018年春季労使交渉の大手造船所の賃上げ率2.37%。現行903円の2.37%は21円。輸送用機器の中小企業の賃上げ率は2.09%。903円の2.09%は19円。間をとって+20円を提示。</p> <p>公益側より再考を求めたところ、</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 930円 (+27円)</p> <p>根拠 : 「働き方改革実行計画」では「3%を目途」とされている。903円の3%は27円。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩みよりの様子がうかがえない為、次回の専門部会において引き続き審議することを確認し、散会。</p>		